

鳥取県立布勢総合運動公園広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公園資産等を広告媒体とする広告事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、新たに財源を確保し、もって来園者等へのサービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間企業等 法人その他の団体及び個人をいう。
- (2) 広告等 民間企業等が行う広告、宣伝をいう。
- (3) 広告事業 広告等の媒体として公園資産等を活用することにより、広告料その他の収入を得、又は事務事業経費の縮減を図る事業をいう。
- (4) 公園資産等 公園が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件及び公園が行い、又は行うこととなる事務事業（経費を負担するものを含む。）をいう。
- (5) 広告媒体 公園資産等のうち広告事業に活用するものをいう。
- (6) 鳥取県立布勢総合運動公園 公園資産等の管理、保管、取得、実施等を所管する。
- (7) 公園長 鳥取県立布勢総合運動公園の長をいう。

(広告事業の実施)

第3条 広告事業は、次の各号に掲げる方法（以下「掲載等」という。）により行う。

- (1) 広告等の掲載、掲出
- (2) 事業協賛（催事を開催する場合において、催事に協賛する企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を掲出することをいう。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか公園長が適当と認める方法

2 広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 印刷物
- (2) ウェブページ
- (3) 催事
- (4) 土地、建物、車両等の物件
- (5) 前各号に掲げるもののほか公園長が適当と認める公園資産等

(広告事業の基準)

第4条 公園長は、広告事業の実施に当たっては、広告媒体が有する公園資産等としての本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、当該広告業の公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告等は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 個人の名刺広告
- (5) 規制業種等（別表1に掲げる業種及び業者をいう。）に関するもの
- (6) 規制広告等（別表2に掲げる広告等をいう。）

（広告事業の実施方法）

第5条 公園長は、広告媒体の種類、広告等の規格、内容及びデザイン、募集方法及び選定方法、予定価格、契約条項その他広告事業の実施に関し必要な事項について、あらかじめ広告事業ごとに取扱要領等により定めることとする。

（広告等の掲載等の取り消し等）

第6条 公園長は、次の各号に掲げる場合には、広告等の掲載等を取り消し、又は広告等に係る契約を解除するものとする。

- (1) 広告事業により掲載等をした広告等の内容が第4条2項各号のいずれかに該当するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 公園長において事情の変更により特に必要と認めたとき。

附則

この要綱は、平成27年5月3日から施行する。